

第11次 豊島区交通安全計画(案)に対するパブリックコメント実施結果

- ・実施期間 令和3年10月15日から令和3年11月15日まで
- ・周知方法 広報としま10月11日号掲載、区ホームページ掲載(実施期間と同期間)
- ・閲覧場所 区ホームページ、土木管理課、行政情報コーナー、東・西区民事務所、各区民ひろば、各図書館
- ・受付方法 エメール 2件 合計 2件
- ・提出意見数 4件

※複数のご意見をお寄せいただいたものがあるため、提出意見数と受付方法の内訳合計数は一致しません。

【内訳】

項 目	意見件数	備 考
第1部 総論	4件	
第2部 講じようとする施策	0件	
その他	0件	
合 計	4件	

「第1部 総論」に対してのご意見と区のお考え方

番号	項目 (計画該当頁)	ご意見の概要	件数	区のお考え方	結 論
1	5 計画の課題 (2) 自転車の安全利用の推進 (P11~12)	<p>赤信号を無視して走行する自転車が多い。</p> <p>自転車のルールに関する広報や動画等を見ても、信号厳守に関する警告が全く見当たらない。</p> <p>白バイの警官が赤信号を無視して走行する自転車を注意しなかったのを見たので、道路交通法を調べ直したほどである。</p> <p>本計画(案)に記載の「自転車安全利用五則」では、交差点での信号遵守に触れているだけで、交差点以外では遵守する必要はないととれてしまう。</p> <p>交通ルール違反をしているという認識を持たず赤信号を無視して走行する人達を改善させるために、「自転車安全利用五則」において「赤信号での通行禁止」といった当たり前のことを別途独立項目として強調し、交差点での注意に関しては一時停止・安全確認のみにすべきである。</p>	1件	<p>ご意見のとおり、自転車を含む車両及び歩行者は信号に従う義務があります。</p> <p>「自転車安全利用五則」は平成19年7月10日に国の中央交通安全対策会議 交通対策本部で決定されたものです。</p> <p>これは自転車に乗る時に守るべきルールのうち、代表的なものをまとめたものですので、そこに書いていないからといって守らなくてよいというものではありません。</p> <p>区で実施している親子自転車安全利用教室及び区民ひろばで開催する高齢者及び子育て世代交通安全研修会において自転車の安全利用について注意喚起を行っています。</p> <p>また、広報、ホームページへの記事の掲載や上記研修会以外にも機会をとらえて引き続き警察等関係機関と協力して、「自転車安全利用五則」をはじめ、自転車利用者に対する自転車の交通ルール普及啓発活動に取り組めます。</p>	案の変更は行わない。

番号	項目 (計画該当頁)	ご意見の概要	件数	区の考え方	結 論
2	5 計画の課題 (2) 自転車の安全利用の推進 (P12)	電動アシスト自転車に子ども2人を乗せて、かなりのスピードで走っていることが多くあり危険。子どもの命を守るためにも、電動アシスト自転車利用者向けの安全対策を徹底していただきたい。	1 件	区で実施している親子自転車安全利用教室及び区民ひろばで開催する子育て世代交通安全研修会において、電動アシスト自転車利用の際の注意喚起を行っています。 また、広報、ホームページへの記事掲載や上記研修以外にも機会をとらえて警察等関係機関と協力して啓発活動を行う等、引き続き注意喚起していきます。	案の変更は行わない。
3	5 計画の課題 (2) 自転車の安全利用の推進 (P12)	デリバリー目的の自転車利用も、時間節約のため、かなりのスピードで危険な運転が多く見られる。デリバリー会社に、交通ルールの徹底を要請し、研修済みを事業の条件にすること等を要請されたい。	1 件	飲食物のデリバリーサービスの配達中の交通事故防止については、令和2年10月26日に国の関係省庁及び警察が合同で関係団体宛に通達する等、全国的に取り組みが行われています。 区では引き続き警察等関係機関と協力して、デリバリーサービスの配達員をはじめとした、全ての自転車利用者に対して自転車の安全利用の普及啓発活動に取り組みます。	案の変更は行わない。
4	5 計画の課題 (2) 自転車の安全利用の推進 (P12)	豊島区は自転車利用者が多いので、それぞれの年代向けの交通安全啓発を行ってほしい。 特に、高齢者は、区民ひろばや公共施設での研修だけでなく、広報を使つての啓発を行ってほしい。	1 件	区では親子自転車安全利用教室、区民ひろばで開催する子育て世代及び高齢者交通安全研修のほか、区立小学校では自転車交通安全教室、区立中学校で実施する交通事故再現スタントを活用した自転車教室などを実施しています。 その他、区内主要駅前での自転車安全利用及び放置自転車防止のキャンペーンを行う等、様々な年齢層に向けた交通安全啓発を行っています。 上記以外にも機会をとらえて警察等関係機関と協力して啓発活動を行っていきます。 また、広報を活用した高齢者への普及啓発については、実現に向けて検討していきます。	案の変更は行わない。

【お問い合わせ】

都市整備部 土木管理課 交通安全対策グループ

電話:03-3981-4856